

10. 2

トップランナー制度対象機器基準一覧表

トップランナー制度対象機器基準一覧表(照明)

※下記条件のものは除外

除外される条件	①防爆型のもの ②耐熱型のもの ③防じん構造のもの ④耐食型のもの ⑤車両その他輸送機関用に設計されたもの ⑥40形未満の蛍光ランプを使用するものであって壁掛け形又は施設用 つりさげ型若しくは直付け形のもの ⑦鉱工業用機械用に設計されたもの ⑧家具用に設計されたもの ⑨さし込み口金及び、蛍光ランプ用安定器が構造上一体となったもの	⑩蛍光ランプを保護するグローブが透明なもの ⑪電球型蛍光ランプのうち、以下のもの。 イ 蛍光ランプに反射鏡を有する構造のもの(レフ形(反射型)) ロ 光束を調節する機能を有するもの(調光用) ハ 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発する もの(カラーランプ、ブラックライト) ニ 鶏舎用に設計されたもの ホ 蛍光ランプが分離できるもの(安定器分離形)
---------	--	---

目標年度が2012年度以降の各年度のもの

カテゴリ中分類	蛍光ランプの大きさの区分	蛍光ランプの光源色	蛍光ランプの形状	基準エネルギー消費効率	区分	備考
電球形蛍光ランプ	10	電球色		60.6以上	a	
		昼白色		58.1以上	b	
		昼光色		55.0以上	c	
	15	電球色		67.5以上	d	
		昼白色		65.0以上	e	
		昼光色		60.8以上	f	
	25	電球色	蛍光ランプが露出しているもの	72.4以上	g	
			上記以外のもの	69.1以上	h	
		昼白色	蛍光ランプが露出しているもの	69.5以上	i	
			上記以外のもの	66.4以上	j	
		昼光色	蛍光ランプが露出しているもの	65.2以上	k	
			上記以外のもの	62.3以上	l	

備考「蛍光ランプの大きさの区分」とは、JISC 7620-2に規定する大きさの区分をいう。

カテゴリ中分類	使用する用途	蛍光ランプの形状	蛍光ランプの大きさの区分	エネルギー消費効率 (lm/W)	区分	備考
蛍光灯器具	施設用	直管形のもの、又はコンパクト形のもののうち2本管形のもの	蛍光ランプの大きさの区分が86以上の蛍光ランプを使用するもの	100.8	I	
			上記以外のもの	100.5	II	
		コンパクト形のもののうち2本管形以外のもの		61.6	III	
	家庭用	環形のもの、又は直管形のもの	使用する蛍光ランプの大きさの区分の緩和が70以上のもの (蛍光ランプの大きさの区分が20の直管形蛍光ランプを使用するものを除く)	91.6	IV	
			上記以外のもの	78.1	V	
	卓上スタンド用	直管形のもの、又はコンパクト形のもの		70.8	VI	

備考「蛍光ランプの大きさの区分」とは、直管形蛍光ランプのうち、高周波点灯専用形蛍光ランプにあってはJISC7617-2の2.3.1に規定する定格ランプ電力をいい、それ以外のものにあってはJISC 7617-2の2.3.1に規定する大きさの区分をいい、コンパクト形蛍光ランプ又は環形高周波点灯専用形蛍光ランプにあってはJISC 7618-2の2.3.1に規定する定格ランプ電力をいい、環形高周波点灯専用形蛍光ランプ以外の環形蛍光ランプにあってはJISC 7618-2の2.3.1に規定する定格ランプ電力又は大きさの区分をいう。また、これらの規格に規定のない蛍光ランプにあっては定格ランプ電力の数値とする。ただし、環形高周波点灯専用形蛍光ランプのうち高出力点灯するものにあっては、高出力点灯時のランプ電力の数値とする。

10. 2

トッランナー制度対象機器基準一覧表

トッランナー制度対象機器基準一覧表（電気冷蔵庫）

※下記条件のものは除外

除外される条件	①熱電素子を使用するもの、②家庭用のもののうち、吸収式のもの ③家庭用以外のもののうち、次に掲げるもの。 イ 冷蔵庫の定格貯蔵温度の下限が零度以上の冷氣強制循環形のもの ロ 冷氣自然対流形のもの ハ 定格内容積が2,000Lを超えるもの ニ JIS B 8630（2009）の対象となるもの以外のもの ホ 1・1・1・2・2ーベンタフルオロエタン（別名HFCー125）、 1・1・1ートリフルオロエタン（別名HFCー143a）又は1・1・1・2ー テトラフルオロエタン（別名HFCー134a）を冷媒として使用しないもの へ電源から切り離れた状態で用いるためのものであってキャスターを有するもの	ト 横型のものであって高さの外形寸法（流し台と一体のものにあっては、流し台の高さに相当する高さを除く。）が650mm以下のもの チ 縦型のものであって高さの外形寸法が2,050mm以上のもの リ 水冷式凝縮器を有するもの ヌ 筐体の両面に扉を有する構造のもの ル ドロワー冷蔵庫 ヲ 注文者の指図に基づき定められた筐体寸法、圧縮機の冷凍能力又は断熱性能の仕様に従ってその注文者のために製造されたものであって、年間の出荷台数が50台未満のもの
---------	---	---

2016年度以降の各年度（業務用冷蔵庫）

区分名	冷蔵庫の種類別	形状	インバータ制御電動機	基準エネルギー消費効率の算定式
1A	冷蔵庫	縦型	有	E3=0.345V3+86nR+64dR+315
無			E3=0.766V3+86nR+64dR+106	
1B		横型	—	E3=1.12V3+70nR+34dR+237
1C	—		E3=0.872V3+86nR+64dR+186nF+295dF-113	
2A	冷凍冷蔵庫	縦型	—	E3=2.43V3+70nR+34dR+157nF+157dF-183
2B		横型	—	

備考 1.「縦型」とは、JIS B 8630（2009）に規定する外形寸法に基づく高さ（以下「外形高さ寸法」という。）（単位ミリメートル）が1,000ミリメートル超の機器であって前開き形のものをいう。以下同じ。
2.「横型」とは、外形高さ寸法が、1,000ミリメートル以下の機器であって前開き形のものをいう

トッランナー制度対象機器基準一覧表（電気冷凍庫）

※下記条件のものは除外

除外される条件	①熱電素子を使用するもの、②家庭用のもののうち、吸収式のもの ③家庭用以外のもののうち、次に掲げるもの。 イ 定格内容積が2,000Lを超えるもの ロ JIS B 8630（2009）の対象となるもの以外のもの ハ 1・1・1・2・2ーベンタフルオロエタン（別名HFCー125）、 1・1・1ートリフルオロエタン（別名HFCー143a）又は 1・1・1・2ーテトラフルオロエタン（別名HFCー134a）を冷媒として使用しないもの ニ 定格貯蔵温度をマイナス30度以下に維持できるもの ホ 電源から切り離れた状態で用いるためのものであってキャスターを有するもの	へ 横型のものであって高さの外形寸法（流し台と一体のものにあっては、流し台の高さに相当する高さを除く。）が650mm以下のもの ト 縦型のものであって高さの外形寸法が2,050mm以上のもの チ 水冷式凝縮器を有するもの リ 筐体の両面に扉を有する構造のもの ヌ 専ら検査用の食品を保管するためのもの ル ドロワー冷蔵庫 ヲ 注文者の指図に基づき定められた筐体寸法、圧縮機の冷凍能力又は断熱性能の仕様に従ってその注文者のために製造されたものであって、年間の出荷台数が50台未満のもの
---------	---	---

目標年度が2016年度以降の各年度のもの（業務用冷凍庫）

区分名	形状	基準エネルギー消費効率の算定式
3A	縦型	E3=1.96V3+186nF+295dF+788
3B	横型	E3=4.12V3+157nF+157dF+349
4A	チェストフリーザー	E3=1.16V3+211
4B	冷凍ストッカー	E3=1.39V3+359

備考 1.「縦型」とは、JIS B 8630（2009）に規定する外形寸法に基づく高さ（以下「外形高さ寸法」という。）（単位ミリメートル）が1,000ミリメートル超の機器であって前開き形のものをいう。
2.「横型」とは、外形高さ寸法が、1,000ミリメートル以下の機器であって前開き形のものをいう

10. 2

トッランナー制度対象機器基準一覧表

トッランナー制度対象機器基準一覧表(変圧器)

※下記条件のものは除外

除外される条件	①絶縁材料としてガスを使用するもの ②H種絶縁材料を使用するもの ③スコット結線変圧器 ④3以上の巻線を有するもの ⑤柱上変圧器 ⑥単相変圧器であって定格容量が5kVA以下のもの又は500kVAを超えるもの ⑦三相変圧器であって定格容量が10kVA以下のもの又は2,000kVAを超えるもの ⑧樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって、三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの ⑨定格二次電圧が100V未満のもの又は600Vを超えるもの ⑩風冷式又は水冷式のもの
---------	---

目標年度が2014年度以降の各年度のもの

変圧器の種類別	相数	定格周波数	定格容量	基準エネルギー消費効率
油入変圧器	単相	50ヘルツ		$E=11.2S^{0.732}$
		60ヘルツ		$E=11.1S^{0.725}$
	三相	50ヘルツ	500キロボルトアンペア以下	$E=16.6S^{0.696}$
			500キロボルトアンペア超	$E=11.1S^{0.809}$
		60ヘルツ	500キロボルトアンペア以下	$E=17.3S^{0.678}$
			500キロボルトアンペア超	$E=11.7S^{0.790}$
モールド変圧器	単相	50ヘルツ		$E=16.9S^{0.674}$
		60ヘルツ		$E=15.2S^{0.691}$
	三相	50ヘルツ	500キロボルトアンペア以下	$E=23.9S^{0.659}$
			500キロボルトアンペア超	$E=22.7S^{0.718}$
		60ヘルツ	500キロボルトアンペア以下	$E=22.3S^{0.674}$
			500キロボルトアンペア超	$E=19.4S^{0.737}$

※ JISC 4304及びJISC 4306に規定する標準仕様状態で使用しない変圧器については、上記区分ごとに油入変圧器は1.10を、モールド変圧器は1.05を、それぞれ算定式に乗じた値を目標基準値とする。

備考 1.「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。
2.「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。
3. E及びSは、次の数値を表すものとする。
E : 基準エネルギー消費効率(単位 ワット)
S : 定格容量(単位 キロボルトアンペア)

10. 2

トップランナー制度対象機器基準一覧表

トップランナー制度対象機器基準一覧表（交流電動機）

※下記条件のものは除外

除外される条件	①防爆型のもの
	②次のイからトまでの全てに該当するもの以外のもの
	イ 定格周波数又は基底周波数が50 ヘルツ± 5 パーセントのもの、60 ヘルツ± 5 パーセントのもの又は50 ヘルツ± 5 パーセント及び60 ヘルツ± 5 パーセントの共用のもの
	ロ 同一速度で運転するもの
	ハ 定格電圧が1,000 ボルト以下のもの
	ニ 定格出力が0.75 キロワット以上375 キロワット以下のもの
	ホ 極数が2 極、4 極又は6 極のもの
	ヘ JIS C 4034-30(2011)に規定する使用の種類がS1 のもの、又はS3 のものであって、負荷時間率が80 パーセント以上のもの
	ト 商用電源で駆動するもの
	③製品（輸出用のものを除く。）に組み込まれているものであって、分離して法第80条第1号 イに規定する特定エネルギー消費機器のエネルギー消費効率が生産できないもの
	④JIS C 4003(2010)に規定する耐熱クラスが180(H)、200(N)、220(R)及び250のもの
	⑤デルタスター方式のもの
	⑥船舶及び海洋構造物用に設計されたもの
	⑦液体中で使用される構造のもの
	⑧同期速度と回転子の回転速度との差の比率が次に掲げるもの
	イ 出力が0.75 キロワット以上110 キロワット以下の場合:5 パーセント以上
	ロ 出力が110 キロワット超375 キロワット以下の場合:3 パーセント以上
	⑨ダム及び堰のゲート用に設計されたもの
	⑩固定子又は回転子が金属材料で覆われたもの
	⑪極低温用のもの（マイナス20度未満で使用するために設計されたものをいう。）
	⑫インバータ駆動のもののうち、他力通風形のもの
	⑬輸出用の製品に組み込まれるために製造されたもの

表1 各区分における基準エネルギー消費効率

区分名	定格周波数又は基底周波数	定格出力	基準エネルギー消費効率
1	60ヘルツ	0.75キロワット以上0.925キロワット未満	85.5
2		0.925キロワット以上1.85キロワット未満	86.5
3		1.85キロワット以上4.6キロワット未満	89.5
4		4.6キロワット以上9.25キロワット未満	91.7
5		9.25キロワット以上13キロワット未満	92.4
6		13キロワット以上16.75キロワット未満	93.0
7		16.75キロワット以上26キロワット未満	93.6
8		26キロワット以上33.5キロワット未満	94.1
9		33.5キロワット以上41キロワット未満	94.5
10		41キロワット以上50キロワット未満	95.0
11		50キロワット以上100キロワット未満	95.4
12		100キロワット以上130キロワット未満	95.8
13		130キロワット以上375キロワット以下	96.2
14	50ヘルツ	0.75キロワット	82.5
15		1.1キロワット	84.1
16		1.5キロワット	85.3
17		2.2キロワット	86.7
18		3キロワット	87.7
19		4キロワット	88.6
20		5.5キロワット	89.6
21		7.5キロワット	90.4
22		11キロワット	91.4
23		15キロワット	92.1
24		18.5キロワット	92.6
25		22キロワット	93.0
26		30キロワット	93.6
27		37キロワット	93.9
28		45キロワット	94.2
29		55キロワット	94.6
30		75キロワット	95.0
31		90キロワット	95.2
32		110キロワット	95.4
33		132キロワット	95.6
34		160キロワット	95.8
35		200キロワット以上375キロワット以下	96.0
36		その他	備考2

備考 1. 測定して得られたエネルギー消費効率の値に、表2及び表3に掲げる係数aからfをそれぞれ乗じ、小数点以下2桁を四捨五入した数値で評価を行うものとする。

なお、表2に掲げる定格出力以外の出力の場合（60 ヘルツ）、その出力の前後にある表2の定格出力間の中間点以上となるものにあつては高い定格出力の係数a からc を、中間点未満となるものにあつては低い定格出力の係数a からc を用いることとする。

備考 2.「トップランナー制度 世界最高の省エネルギー機器等の創出に向けて」P.84 参照

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/data/toprunner2015j.pdf